

みんなトクだね応援団事業実施要綱の一部を次のとおり改正する

改正後	改正前
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの者。 (2) 子育て家庭 前号に定める子どもがいる世帯及び妊娠中の者がいる世帯。<u>なお、世帯には「香川県パートナーシップ制度に関する要綱」及び他の地方公共団体における同様の制度の規程に定める「パートナーシップ」の関係にある者も該当するものとする。</u> (3) おトクサービス 毎月19日（育児の日）に実施する子育て家庭への経済的負担を軽減する取組で、本事業に賛同する事業者又は地方公共団体（以下「事業者等」という。）自らが定めるサービス (4) みんなトクだね応援団 おトクサービスを提供する事業者等の店舗又は施設。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。 (5) シンボルマーク 県が本事業を県民に広く周知するために作成するもので、事業者等は、別に定める手続により、そのデザインを使用することができる。 (6) 協賛ステッカー 事業者等が、本事業に参加している旨を掲示するためのもので、県がシンボルマークを使い作成するものとする。 (7) 子育て支援パスポート事業の全国共通展開 各都道府県が実施している子育て支援パスポート事業の仕組みを全国共通で利用できるようにしたもの (8) 全国共通ロゴマーク 内閣府が「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」を全国に広く周知するために作成するもの 附 則 この要綱は、平成19年9月19日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年3月26日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの者。 (2) 子育て家庭 前号に定める子どもがいる世帯及び妊娠中の者がいる世帯。 (3) おトクサービス 毎月19日（育児の日）に実施する子育て家庭への経済的負担を軽減する取組で、本事業に賛同する事業者又は地方公共団体（以下「事業者等」という。）自らが定めるサービス (4) みんなトクだね応援団 おトクサービスを提供する事業者等の店舗又は施設。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。 (5) シンボルマーク 県が本事業を県民に広く周知するために作成するもので、事業者等は、別に定める手続により、そのデザインを使用することができる。 (6) 協賛ステッカー 事業者等が、本事業に参加している旨を掲示するためのもので、県がシンボルマークを使い作成するものとする。 (7) 子育て支援パスポート事業の全国共通展開 各都道府県が実施している子育て支援パスポート事業の仕組みを全国共通で利用できるようにしたもの (8) 全国共通ロゴマーク 内閣府が「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」を全国に広く周知するために作成するもの 附 則 この要綱は、平成19年9月19日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年3月26日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和２年１月６日から施行する。 附 則 この要綱は、令和３年10月19日から施行する。 附 則 この要綱は、令和６年９月２日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和８年８月１日から施行する。</u>	附 則 この要綱は、令和２年１月６日から施行する。 附 則 この要綱は、令和３年10月19日から施行する。 附 則 この要綱は、令和６年９月２日から施行する。
--	---

第3子パスポート事業実施要綱の一部を次のとおり改正する

改正後	改正前
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 利用対象者 香川県内に住所を有する者で、一世帯につき児童（18歳に達する年度の3月31日を迎えるまでの子どもをいう。以下同じ。）の親族最大2人までとし、次の①から③の要件のいずれかを満たす者（以下「代表者」という。）とする。<u>なお、親族及び世帯には、「香川県パートナーシップ制度に関する要綱」及び他の地方公共団体における同様の制度の規程に定める「パートナーシップ」の関係にある者も該当するものとする。</u> ① 住民票上の同一世帯に3人以上の児童がいる者 ② 「住民票上同一世帯ではないが扶養している児童」を含めて3人以上の児童を扶養する者 ③ 妊娠中の子どもを含めて、3人以上の児童がいる者 ただし、児童の親族最大2人までのうち2人目については、①から③の要件のいずれかを満たさない者であっても、児童の2親等以内の直系血族であって、さんさんパスポートが発行されることについて代表者の同意がある場合は、利用対象者としてすることができる。 附 則 この要綱は、平成27年9月15日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和3年10月19日から施行する。 2 令和3年10月18日までに発行された改正前の第3子パスポート事業実施要綱第2条第5号に規定するさんさんパスポート（紙パスポート）は、同条第1号に規定する交付対象者の要件に該当しなくなった場合又は登録内容に変更が生じた場合を除き、その有効期限まで使用することができる。 附 則 この要綱は、令和6年1月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 利用対象者 香川県内に住所を有する者で、一世帯につき児童（18歳に達する年度の3月31日を迎えるまでの子どもをいう。以下同じ。）の親族最大2人までとし、次の①から③の要件のいずれかを満たす者（以下「代表者」という。）とする。 ① 住民票上の同一世帯に3人以上の児童がいる者 ② 「住民票上同一世帯ではないが扶養している児童」を含めて3人以上の児童を扶養する者 ③ 妊娠中の子どもを含めて、3人以上の児童がいる者 ただし、児童の親族最大2人までのうち2人目については、①から③の要件のいずれかを満たさない者であっても、児童の2親等以内の直系血族であって、さんさんパスポートが発行されることについて代表者の同意がある場合は、利用対象者としてすることができる。 附 則 この要綱は、平成27年9月15日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和3年10月19日から施行する。 2 令和3年10月18日までに発行された改正前の第3子パスポート事業実施要綱第2条第5号に規定するさんさんパスポート（紙パスポート）は、同条第1号に規定する交付対象者の要件に該当しなくなった場合又は登録内容に変更が生じた場合を除き、その有効期限まで使用することができる。 附 則 この要綱は、令和6年1月23日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。